

# 目黒区止水板設置工事助成要綱

制定 令和6年3月29日区長決定要綱 第20393号

## (目的)

第1条 この要綱は、水害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図るために、住宅、店舗、事務所等に止水板設置工事及び関連工事を行う者に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において「止水板」とは、建築物への浸水を防ぐことを目的に建築物の出入口等に設置する設備であって、浸水に耐える材質で、かつ、取り外し又は移動が可能なものの（原則として金属板）をいう。

2 この要綱において「関連工事」とは、止水効果を高めるために行う工事であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 内外壁の止水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める工事

## (助成対象者)

第3条 区長は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）で止水板の設置工事及び関連工事（以下「止水板設置等工事」という。）を行う住宅、店舗、事務所等の所有者又は使用者に対し、予算限度額の範囲内で助成金を交付する。ただし、当該所有者又は使用者が住民税、法人税等を滞納している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に建築確認を受けた建築物のうち、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 新たに現況地盤面より掘り下げて土地利用を行った建築物
- (2) 目黒区建築物浸水予防対策指導要綱（平成23年2月25日付け目都建第1504号決定）の対象となった建築物
- (3) 浸水被害を拡大させる恐れのある半地下駐車場

## (助成額)

第4条 助成額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額を限度とし、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、助成額に100円未満の端数があるときは

は、その端数を切り捨てるものとする。

区分		限度額	助成額
個人	目黒区内に住所を有する個人	100 万円	止水板設置等工事に要した費用の 4 分の 3
	その他の個人	50 万円	止水板設置等工事に要した費用の 4 分の 3
法人	申請日の 1 年以上前から目黒区内に本店又は支店等の登記をしている法人	100 万円	止水板設置等工事に要した費用の 4 分の 3
	その他の法人	50 万円	止水板設置等工事に要した費用の 4 分の 3

#### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各種申請書、工事完了届等で指定されている関係書類（以下「関係書類」という。）を添付し、止水板設置工事助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、速やかに助成金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは止水板設置工事助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (工事内容等の変更申請)

第7条 申請者は、助成金の交付決定後に、第5条の助成金の交付申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、止水板設置工事助成金交付変更申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付変更決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、変更申請書及び関係書類を審査の上、速やかに助成金の交付変更の可否を決定し、交付変更を決定したときは止水板設置工事助成金交付変更決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (工事完了の報告)

第9条 申請者は、止水板設置等工事が完了したときは、直ちに工事完了届（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 10 条 区長は、工事完了届を受理したときは、工事完了の確認を行い、適當と認めた場合には、申請者に請求書（別記第 6 号様式）を提出させ、助成金を交付する。

(助成決定の取消し等)

第 11 条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、止水板設置等工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、止水板設置工事助成金交付決定取消通知書（別記第 7 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、目黒区補助金等交付規則（昭和 43 年 3 月目黒区規則第 6 号）の定めるところによる。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。